

# 仕 様 書

## 1 設置場所

広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

## 2 開院日・閉院日

閉院日とは土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までをいう。開院日とは閉院日以外の日をいう。

## 3 病棟関係の機器

### (1) 機器の配置及び設置台数

#### ア 配置

区 分	病床等への配置内容
床頭台	別紙1のとおり（特別個室、小児有料個室、小児、ICU・HCUは特別仕様とする。）
テレビ	別紙1のとおり
DVD再生装置	別紙1のとおり
冷蔵庫	別紙1のとおり
ランドリーシステム	病棟単位（西7病棟、西8病棟、ICU・HCU、救命救急センター及び東8A病棟を除く15病棟）に洗濯機及び乾燥機を各2台（合計各30台）配置 西7病棟及び西8病棟に洗濯機及び乾燥機を各1台（合計各2台）配置
課金機	テレビ、冷蔵庫、DVD再生装置のある病床、洗濯機及び乾燥機に設置
プリペイドカード販売機	病棟単位（東8A病棟を除く19病棟）に1台（合計19台）配置 東棟4階に1台配置
プリペイドカード精算機	東棟1階の窓口付近に1台配置
イヤホン販売機	病棟単位（東8A病棟を除く19病棟）に1台（合計19台）配置 東棟4階に1台配置

※病棟別病床数については別紙2のとおり

#### イ 設置台数

区分	機 器 及 び 設 置 台 数							
	床頭台				テレビ		DVD再生装置	ランドリーシステム
	特別個室用	有料個室・一般用	小児用	ICU・HCU用	32インチ	19インチ		
設置台数	11台	645台	39台	5台	11台	739台	38台	32台
区分	機 器 及 び 設 置 台 数							
	冷蔵庫		課金機	プリペイドカード販売機	プリペイドカード精算機	イヤホン販売機		
	特別個室用	有料個室・一般用						
設置台数	11台	659台	631台	20台	1台	20台		

### (2) 機器の仕様

設置する機器は次の仕様を満たすものであること。

#### ア 床頭台

(ア) 木製オリジナル製品とすること。

- (イ) サイズは、次のとおりとすること。
- a 特別個室用  
幅（左右側面のタオル掛けは除く。）900 mm以下×奥行 650 mm以下×高 800 mm以下
  - b 有料個室、一般用、救命救急センター及び陣痛室  
幅（左右側面のタオル掛けは除く。）530 mm以下×奥行 650 mm以下×高 1500 mm以下
  - c 小児用（小児有料個室を含む。）  
幅（左右側面のタオル掛けは除く。）500 mm以下×奥行 650 mm以下×高 1500 mm以下
  - d ICU・HCU用  
幅（左右側面のタオル掛けは除く。）500 mm以下×奥行 500 mm以下×高 800 mm以下
- (ウ) 小児用は、カラーリングなど子ども向けの意匠に配慮すること。
- (エ) すべての床頭台に次のとおり設置等すること。
- a 操作が容易なストッパー付きのキャスターを設置すること。
  - b スライドテーブルを設置すること。なお、スライドテーブルの高さは、病院の指示した高さとする  
こと。
  - c 容量及び操作性を考慮したセーフティボックスを設置すること。なお、マスターキーを病院に提供  
すること。
  - d タオル掛けは、左右側面に設置すること。なお、床頭台の一方の側面が壁面に接する場合は、タ  
オル掛けにより壁面を破損しないようにすること。  
なお、床頭台の設置場所に応じて、タオル掛けを左右側面のどちらか一方に設置しても構わないが、  
床頭台の移動に伴い、タオル掛けの設置側面を変更する必要性が生じたときは、ただちに変更する  
こと。
  - e 足下灯を設置すること。

## イ テレビ

- (ア) 特別個室用
- a 32インチの液晶テレビとすること。
  - b 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。
  - c ワイヤレスリモコン付きとすること。
- (イ) 有料個室、一般、小児用（小児有料個室を含む。）、救命救急センター
- a 19インチの液晶テレビとすること。
  - b 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。
  - c テレビの横幅は、床頭台の幅以下とすること。
  - d ワイヤレスリモコン付きとすること。
  - e イヤホンジャック付きとすること。
  - f 前後の移動・上下左右の角度調整が可能なものとする。
  - g 有料個室（小児有料個室を含む。）以外に設置するテレビは、スピーカーから音が出ないようにす  
ること。
- (ウ) ICU・HCU、人工腎臓センター、通院治療センター用
- a 19インチの液晶テレビとすること。
  - b 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。
  - c ワイヤレスリモコン付きとすること。
  - d イヤホンジャック付きとすること。
  - e スピーカーから音が出ないようにすること。
  - f 人工腎臓センター、通院治療センターに設置するテレビは、据置きスタンド付きで利用できるよ  
うにすること。
  - g ICU・HCUに設置するテレビは、スタンド付きで可動できるようにすること。

#### ウ DVD再生装置

- (ア) 小児用（小児有料個室を含む。）
  - a 薄型タイプとし、床頭台に内蔵すること。
  - b ワイヤレスリモコン付きとすること。
  - c 小児向けソフトを著作権その他関係法令を遵守して提供し、適宜更新若しくは追加すること。
  - d ブルーレイディスク対応型とすること。

#### エ 冷蔵庫

- (ア) 特別個室用
  - a 幅 540 mm以下×奥行 610 mm以下×高 1500 mm以下
  - b 容量は160リットル以上とし、冷蔵・冷凍別とすること。
- (イ) 有料個室、一般、小児用（小児有料個室を含む。）及び陣痛室
  - a 床頭台に内蔵すること。
  - b 容量は20リットル程度とすること。なお、500ミリリットルのペットボトルが縦置きで収納できること。
  - c 静音及び低振動設計で、ペルチェ式とすること。

#### オ ランドリーシステム

- (ア) 洗濯機の上に架台を取り付けて、乾燥機を設置すること。
- (イ) 洗濯機は、全自動式、ステンレス槽及び4.5kg以上の洗濯容量とすること。
- (ウ) 乾燥機は、全自動式、ステンレスドラム及び4.5kg以上の乾燥容量とすること。

#### カ 課金機

- (ア) 課金機はコイン投入型とプリペイドカード式のものを用意し、ランドリーシステムについてはコイン投入型とプリペイドカード式の併用とする。
- (イ) プリペイドカードについては、減算方式とすること。
- (ウ) プリペイドカードの残度数及び残時間が表示できること。
- (エ) 課金機は、操作が容易なものとすること。

#### キ プリペイドカード販売機

- (ア) テレビ、DVD再生装置、冷蔵庫及びランドリーシステムの共通プリペイドカードとする。
- (イ) 病院が指定する場所に卓上型又は床置型を設置すること。

#### ク プリペイドカード精算機

- (ア) 精算単位は10円とすること。
- (イ) 払い戻し手数料は無料とすること。

#### ケ イヤホン販売機

- (ア) 電源不要の手動式イヤホン販売機を導入すること。
- (イ) 投入硬貨は100円硬貨のみとする。

## 4 アンテナ等周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。なお、施工については、病院と協議を行うこと。

### (1) テレビ

- ア 院内放送設備（VTR・キャビネット・コントローラー・ミキサー・変調器等一式、配線・接続工事を含む。）を設置すること。
- イ アンテナ等配線を施工すること。

### (2) ランドリーシステム

- 配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。

## 5 テレビ放送システム

### (1) 一般放送

地上デジタル放送及び衛星デジタル放送（NHKを含む。）が視聴できること。

### (2) 院内放送等

ア 病院案内ビデオを作製し、無料で放送すること。

イ 病院の中央棟10階講堂又はプロムナードで行われる催事（月1回程度）の際に、音響設備を配置すること。また、催事の模様を無料で同時中継放送又は録画放送すること。

ウ 病院が放送を要請かつ提供したDVD又はビデオは、無料で放送すること。

## 6 保 険

機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

## 7 利用料金

各機器の利用料金は、次のとおりとする。全額設置業者の収益金とする。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) テレビ、DVD再生装置 | 1時間当たり42円以下             |
| (2) 冷蔵庫         | 24時間当たり102円以下           |
| (3) 洗濯機         | 1行程（洗い・すすぎ・脱水）当たり102円以下 |
| (4) 乾燥機         | 1回（30分）当たり102円以下        |
| (5) イヤホン        | 1個あたり200円以下             |

## 8 管理経費の納付

光熱水費及び行政財産使用料の相当額として、収益金額（売上金額からカード精算金額を控除した金額）に下表の率を乗じて得た金額の管理経費を病院に納付すること。

区 分	テレビ・DVD再生装置・冷蔵庫・イヤホン販売機	ランドリーシステム	
		洗濯機	乾燥機
管理経費率	提案による。	提案による。	提案による。
(参考) 現行の管理 経費率	21%	91%	25%

## 9 メンテナンス体制等（開院日及び閉院日）

- (1) メンテナンスの拠点を市内に設置すること。
- (2) 緊急連絡網を整備し、病院に報告すること。
- (3) 年中無休かつ迅速なメンテナンス体制を整えること。
- (4) メンテナンスに係る経費を負担すること。
- (5) 機器故障時等に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時等には迅速に予備の機器と交換すること。
- (6) 設置運営事業者が設置する機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。
- (7) 患者が退院した際には、その都度テレビ等レンタルシステム（ランドリーシステム、プリペイドカード販売機及びプリペイドカード精算機を除く。）の清掃を実施すること。
- (8) 感染症患者が使用した機器の清掃には万全を期すこと。
- (9) ICU・HCU、救命救急センター、人工腎臓センター及び通院治療センターについては、病棟看護師の求めに応じて、テレビ等レンタルシステムの清掃を月1回程度実施すること。

## 10 ベッドメイキング業務（閉院日のみ）

受注者は、この業務に必要なかつ十分な人員を配置するとともに、次に掲げるとおり、業務を実施すること。

### (1) 実施日時

閉院日の午前9時から午後5時までとする。

### (2) 清拭及びベッドメイキング業務

#### ア 対象物

ベッド、ベッドサイドレール及びベースマットレス

#### イ 受付

発注者から退院後のベッドの清拭及びベッドメイキングの依頼を受け付けること。

なお、最終受付時刻は午後4時30分までとする（参考：令和元年度の退院者数の実績は別紙3のとおり。）。

#### ウ 清拭

病室内または指定場所において、清拭消毒シートを用いて対象物の清拭消毒を実施すること。

#### エ ベッドメイキング

(ア) 使用済みの寝具類を剥がし、清潔な寝具類と交換すること。

(イ) 寝具類の調達等は、病院と連携して実施すること。

(ウ) 受注者が定める標準方法を基本とし、依頼時に発注者が別途方法を指定したときは、その方法により、実施すること。

(エ) 実施後は、完了日を記入した清拭済シールを、ベッドのフットボード下部に貼付すること。

## 11 従業員の健康管理及び感染対策

受注者は、次に掲げるとおり、従業員の健康管理に配慮するとともに、発注者の感染管理教育及び指針に基づき、従業員への感染対策を徹底すること。

なお、受注者は、従業員の労務災害及び労務管理に関する全ての事項に責任を負うこと。

(1) 年1回従業員に健康診断を受けさせること。

(2) 従事者にインフルエンザワクチン等の予防接種を受けさせること。

(3) 従業員に発熱、発熱を伴う発疹、下痢又は嘔吐等感染症が疑われる症状があるときは、当該従業員のこの業務への従事を控えること。

(4) 従業員の針刺し、切創又は血液等の暴露があったときは、速やかに医療機関を受診させるとともに、発注者に報告すること。

(5) 対象物が血液等で汚染されているときは、事前に職員が清拭等の処理を行うものとする。

なお、感染のおそれがある対象物を取り扱う場合は、職員の指示に従うこと。

## 12 諸費用の負担

設置運営業者は、次の費用を負担すること。

(1) 機器及び周辺設備の設置に係る費用

(2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用（ただし、電気料金及び水道料金は除く。）

(3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用（ただし、利用者の明らかな不注意、若しくは故意によって発生した修繕を除く。）

(4) 動産保険料及び機器に係る公課

(5) テレビに係るNHK受信料（地上契約・衛星契約）

(6) 5(2)「院内放送」に係る費用

(7) 10「ベットメイキング業務」に係る費用

(8) 契約期間の満了または契約の解除等による機器及び設備等の撤去に係る費用

### 13 その他

(1) 毎年度、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を提出すること。なお、電気料金及び水道料金並びに固定資産貸付料については地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第8条第1項第2号及び第10条第3項の規定を適用し、別途徴収はしない。

(2) 契約期間中、病院の都合により機器の配置数及び配置場所等を変更する場合には、病院との協議に応じること。

(3) 設置に当たっては、現行の設置運営者と協力し合いながら、円滑な新旧機器の入替に努めること。(設置運営事業者が現行の設置運営事業者と異なる場合に限る。)

(4) 契約期間の満了又は契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、プリペイドカード自動精算機については、契約終了後も病院の指定する期間は設置すること。